

令和 8 年第 1 回五城目町議会定例会議事日程 [第 1 号]

令和 8 年 3 月 2 日 (月) 午前 10 時 00 分開議

1 開会 (開議) 宣告

2 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議員研修報告

日程第 4 町長施政説明

日程第 5 教育長施政説明

令和8年五城目町議会3月定例会会議録

令和8年3月2日午前10時00分五城目町議会3月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 石井和歌子	2番 小玉正範
3番 伊藤信子	4番 石川交三
5番 中村司	6番 佐沢由佳子
7番 石川重光	8番 松浦真
9番 工藤政彦	10番 椎名志保
11番 斎藤晋	12番 石井光雅
13番 佐々木仁茂	14番 舘岡隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	荒川滋	副町長	澤田石清樹
教育長	小玉史男	総務課長	東海林博文
まちづくり課長	柴田浩之	会計管理者兼 税務会計課長	小玉洋史
議会事務局長	千田絢子	商工振興課長	鳥井隆
建設課長	小野亨	学校教育課長	小玉重巖
生涯学習課長	工藤晴樹	住民生活課長	石井一
健康福祉課長	舘岡裕美	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	大石靖宜	農林振興課課長補佐	齊藤茂

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田絢子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開会

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

ただいまから令和8年3月2日招集の令和8年第1回五城目町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員を当席より指名いたします。2番小玉正範議員、3番伊藤信子議員の両名を指名いたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。13番佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） おはようございます。

令和8年3月2日招集の令和8年第1回五城目町議会定例会の運営について協議のため、去る2月24日午前10時より議会運営委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告をいたします。

出席委員は6名の全員であります。参与には議会正副議長、当局からは澤田石副町長、東海林総務課長、大石総務課課長補佐、書記には千田議会事務局長を指名し会議に入りました。

当局提案の付議事件数26件と一般質問者数9名を見極めながら協議の結果、会期日程については、本日3月2日から3月10日までの9日間といたしました。

3月2日の本日は、この後、松浦真議員が研修報告を行います。その後、町長施政説明、教育長施政説明があります。3月3日は本会議で一般質問を6名が行います。発言の順序は、午前中が工藤政彦議員、椎名志保議員、午後からは斎藤晋議員、小玉正範議員、伊藤信子議員、中村司議員の順序となります。3月4日は本会議で一般質問を3名が行います。発言の順序は、午前中が佐沢由佳子議員、石川重光議員、午後からは松浦真議員の順序となります。その後に議案上程で議案第1号から議案第25号まで説明、質疑、委員会付託、次に陳情を委員会付託いたします。3月5日・3月6日は各常任委員会。3月7日・3月8日は休会であります。3月9日は各常任委員会。3月10日は本会議を再開し、各常任委員長報告、質疑、討論、議決を為し、委員会提出議案を処理し、その後に議案第26号の人事案件1件を議案上程し、説明、質疑、議決を為し、最

後に議員派遣1件を議決して閉会となります。

なお、3月6日は午前中に五城目第一中学校の卒業式があることから、各常任委員会開催は午後1時となります。

会期日程については以上であります。議会運営委員会として「町組織機構改革による組織再編に伴い、五城目議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題として審議した結果、委員からは、内容を確認するほか特には意見もなく、定例会最終日に委員会提出議案として提出することいたしました。加えて「政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」の取り扱いについては、当局の意見も聞き、五城目町議会の運営に関する基準第9章請願（陳情）110に基づき、当委員会に諮った結果、特に異論がなかったことから、タブレットに掲載することで配布とすることといたしました。

なお、恒例となっている退職職員へのお祝い品の贈呈につきましては、3月5日の各常任委員会開催時に各常任委員会室において写真撮影と共に行います。お祝い品の経費につきましては、議員の皆様それぞれから拠出をいただいております議員互助会からの支出となりますので、ご了承のほどお願いいたします。

加えて、3月10日の定例会閉会后に次の3点について意見交換をしたいと思っております。

1つ目は、4月2日に任期満了となる各委員会の委員の選任について。

2つ目は、議会改革調査特別委員会の設置について。

3つ目は、ハラスメント防止条例制定に向けた進捗状況について。

これらのことを議員控え室において全体会の形で行いますので、よろしくお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（石川交三君） 議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑はないものと・・・14番館岡議員

○14番（館岡隆君） ご苦労様でございました。議会運営委員会、誠に苦労様でございます。

今の報告の中でちょっと引っかかるところがございましたが、陳情番号についてはお話しにならなかったんですけれども、政党機関紙うんぬんについて、町当局に聞いてというふうな話されて、それで各議員に配布するというふうな話で終わったような感じがいたします。ちょっと聞き漏らした部分もあるかと思いますが、それら町当局に聞か

きやいけない陳情ということ、それとどの委員会にも付託しなかったこと、これについてはやはり疑義があるんでないかなと、一般的に考えてそう思うわけですが、かなり深い話はもしかしたらあったらあったように報告してもらいたいし、まさに、たった14人しかいない議員でございますが、7,000人ちょっと人口の小さい町でございますが、政治はやっぱりしっかりしたものを議員としてこれはこうだということをやったりしっかり持ってなきゃならないと思うわけですが、ファジー、ファジーっていうか、大体ぼやけたような発言というか決め方ではちょっとうまくないんでないかなと、こういうように思うんですけれども、委員長の報告では当局に聞いて、10条の11号っていうような話されておりましたが、そういうふうな結論出すに至ったというのは、もう議会運営委員会の全員がそうであったのか、それとも当局がそうであったのか、議長がそうであったのか、運営委員長がそうであったのか、その辺がちょっと極めて不思議っていうか、せっかくの委員長報告でございますが、そこちょっと引っかかりましたので、もう一度その辺についてご報告願いたいと、こういうふうに思います。

○議長（石川交三君） 13番佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） 館岡議員にお答えをいたします。

陳情のタイトルが「庁舎内勧誘行為」というそういったことが書かれておりますので、それで副町長にちょっと話を向けて答えていただいたわけですが、その内容としてはですね、政党機関紙配布は政治活動の一環であり、庁舎内での活動を規制するものではないと。また、政党機関紙については、職員においてもその政治活動の一端を知ることができ、また、政策に生かすことなどを目的とする情報収集の一つであり、あくまでも職員個人による判断によって購読しているものと認識をしているということでした。また、購読に関する対応については、庁舎管理規則による物品販売を規制する規定には当てはまらないということでございます。ただし、購読に関して強制勧誘などパワハラ的な行動その他職員が止めることができないなどする不適正と判断されることが確認された場合は、それを是正していただく必要があると考えていますということでございます。

それでですね、委員会の中では、今私が申し上げた当局のお話と、それらを勘案して諮りましたが、特に異論はないと、そういうことございました。

そして付け加えますと、周辺の町村議会ですか、これちょっと調べてみました。配布のみというのが五城目町、井川町、三種町、美郷町です。そして陳情が届いてないというのが上小阿仁村、八郎瀉町、大瀉村、羽後町。そして全く未回答が小坂町、八峰町、

東成瀬ということをございました。

以上です。

○議長（石川交三君） 14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 今、ただいま私の突然の質問に対してかなりの理論と申しますか、かなりの意見を付していただいたわけですが、ということは、最初からもう井川町の状態も三種町の状態も議員の委員会に付託をしないで、もうそういうふうにしたというふうな事例があったということの今言い方をございましたが、果たして、中身については陳情、まあ当局に聞く問題じゃなくて議会の中で判断する、議会に来た陳情、押しつけてしまった陳情ですので、議会の中で判断してしまえばそれで済むことだと思うんですよ。ですから、真面目に捉えて、これをどうしよう、これどうしようと思って当局に聞かれたと思うわけですが、この3月議会、年度末の議会でございますので、堂々と総務なり、総務委員会だと思うんですけど、総務委員会等に陳情を付託して、総務委員会で審査をして、総務委員会が結論出なかったということにして、何というんですか、その陳情を結論出さないで継続にすればいいわけですよ。継続にすれば、年度末議会ですから、もうその陳情は消えてしまいますよ。やっぱり正々堂々と議会で取り扱って、結果継続審査になったと、こうなれば、この年度末ですから残念ながらその陳情はまず消えますよ。そういうふうな扱い方しないで、何かありそうな、何か付度してそうな、何か誰かに気使っているようなそのような捉え方を当局もして、議会全員、委員会も全員そういうふうな、誰かに気を使ってそのような結論出したというのは極めて遺憾だと、こう思います。ですから、堂々と委員会で、それこそ総務委員会に付託してきちんと結果取って、総務委員会の中で審査した結果、まあそれはどういうふうになるか分かりませんが、そこで継続審査というような結論出してもらえばって変だけでも、出せば、出てくれば、それは陳情としてその時点で、年度末でございますからあとは流れてしまいますから、その方法を取ったほうがいかにも正々堂々と、まあ審査したことになりますよ。なぜそういうふうな、一番、一枚ずつその文書配って、それがどうしたんですか。結局何ですか。何でもそんな陳情そういうふうにしたことありますか。ほとんどないですよ。まあ井川町は言ったかもしれませんが。だからそれ、身にかかるようなことについて、まあもしかしたら議員の中でもそういうふうにしたい人もおってそういうふうになったかもしれませんが、この際やっぱり議長まず、議長、これはやっぱり委員会に付託してもらってまともに審査してもらったほうがいいと、こういうように

と思いますが、いかがでしょうか。その辺をひとつお願いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 13番運営委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） 私は議会運営委員長として今日報告をいたしました。

それは当然委員会の中身の話を報告するわけで、それ以外は何もございません。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） いや、まず我々は我々議会の執行部の捉え方は、議長、副議長、議会運営委員長ですから極めて責任の重い部署に、立場に立っていらっしゃる方だと、こういうように思ってますから、何も失言ありませんでは通らないと、こういうように思うんですよ。五城目議会として、これはやっぱり普通の陳情と同じように受け付けてしまってるんですから、それを堂々と五城目議会で運営委員会で審査したらいいんでないですか。だからまあその責任を逃れるためにという方法はおかしいけれども、もしかしたらその方法として継続審査という方法があるって。継続審査をすれば年度末だから消えちゃうと、そういうふうなある意味テクニックもあるんですよ。なぜわざわざそういう、一番大きく塞ごうと思ったものが一番大きくなるような方法を取ってしまってるんです。これはちょっとやっぱりミスイクでないかなと、こう思うんですよ。まあこれは議長の判断として、議長から判断してもらうこと自体もおかしいわけですがけれども、これ自体、まだ私自身は、この委員長報告はしたかもしれませんが、していただきましたが、委員会の結論そのものが出てないんじゃないかなと、こう思うんですよ。再度もう一回再開してもらって議会運営委員会をやってもらいたいと、こういうように思うんですが、この例はないわけじゃなくて、今から十数年前にある委員会、ある委員会というか決算委員会が、委員長報告の寸前にもう一度委員会を決算委員会を再開して結論をひっくり返したことがありますよ。ですからないわけでもないですよ、議会ですから。だからそういう方法を取ってぜひともまず議会も始まったばかりでございますから、もう一回5分ぐらい休憩して、まあ議運の方々から、そうそうたるいいメンバーの方々からお集まりしていただいて、委員長招集していただいて、これはまず付託させるというふうなところまで結論出してくださいよ。そうすることが五城目議会が、今までどこにも誇れる五城目議会と思ってきたのに、なぜわざわざこれをそういうふうなグレーの状態にするかということが問題だと、こういうように思います。是非ひとつ議長から、議長からっていうか、これはやっぱり委員長から手挙げていただいて、いや、この件に

ついてやっぱり不満だと、不信だと、こういうふうに、不信に受け取られると、だからもう一度、もう一回ここだけは審査しようと、議会運営委員会を開いてもらいたいと、こういうように思います。

○議長（石川交三君） 13番佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） 重ねて申し上げます。私は壇上で経過と結果を報告いたしました。その中で、その請願についてもちゃんと私は言っております。当委員会に諮った結果、特に異論がなかったことから申し上げますので、それ以上はございません。

○議長（石川交三君） 佐々木委員長、今、請願と言われましたが陳情ということでお願いします。

ほかに。2番小玉議員

○2番（小玉正範君） 陳情の項目をご覧になっていただけると、もう少しはっきりしてくるのかなというふうに思います。この陳情は、あくまでも政党活動に関するものではありません。1つ目、庁舎内においてうんぬん、最後のほうに、可能な限り早期に職員に寄り添った形で調査・確認するよう行政に求めてください。調査・確認するよう求めてくださいという項目が1つ目。2つ目、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてくださいということです。ですので、この論点2つをしっかりと見た上で、やはり館岡議員の言うようにもう一度普通に陳情として扱うのはいかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 小玉議員、あなたも所属している運営委員長に対する質疑ですか。

○2番（小玉正範君） 全体に対して。

○議長（石川交三君） 全体に。誰に答弁を求めている。

○2番（小玉正範君） 最終的に・・・

○議長（石川交三君） いや、誰に答弁を求めているんですか。今、議会運営委員長報告に対する質疑を許しています。

○2番（小玉正範君） はい、分かりました。委員長に対するものではありませんが、最終的に議長の判断というのがあるようですので、そういったところを確認させていただきました。

○議長（石川交三君） 小玉議員、再度申し上げますが、あなたも所属している議会運営委員会の委員長報告に対する質疑を今許しています。お分かりですか。委員長報告に対

する質疑はないということによろしいですか。

○2番（小玉正範君） えっとですね・・・

○議長（石川交三君） 挙手して発言よろしいですか。

○2番（小玉正範君） はい、挙手します。小玉です。

○議長（石川交三君） はい、どうぞ。

○2番（小玉正範君） 委員長報告の中では、議会の運営規則にのっとってという項目がありました。で、その、どういう規則なのかっていうのを私も見させていただいたんですが、ちょっとよく分かりませんでしたので、そのところの説明がもう少し深くされるといいなということで私なりに調べた結果を意見としてお話しさせていただきました。

○議長（石川交三君） じゃあ意見としてということによろしいですか。

○2番（小玉正範君） もしその理由を、運営規則の何条の何というのではなくて、その内容をしっかりと説明していただければというふうに思いました。

○議長（石川交三君） 今、小玉議員に申し上げますが、あなたも議会運営委員会の委員として運営に参加されてるわけです。そこで全会一致で決まったことなんですよ。それを今手を挙げて意見を述べるというのは、これはいかがなものでしょう。で、先ほど運営規則と言われましたが、運営規則ではありません。議会運営の基準です。運営委員長が先ほど報告したとおりです。

ちょっと不規則発言になりますよ。よろしいですか。不規則発言になりますよ。

○議長（石川交三君） 13番佐々木議員

○13番（佐々木仁茂君） 私が運営委員会の、その報告したわけです。で、小玉議員も運営委員です。で、全てあの場においてこの決定を賛同したというふうにもう決まっています。それに対して今ここで発言することは、あなた許されないんですよ。分かりましたか。

○議長（石川交三君） 2番小玉委員、今、運営委員長の答弁聞きましたか。あなたが入ってる委員会の委員長報告に対して、委員であるあなたが意見を述べてるわけですよ。これ許されないです。お分かりですか。

○2番（小玉正範君） 釈明したいです。

○議長（石川交三君） だめです。釈明の場面ではありません。議会運営委員長報告に対する質疑を許してるんです。で、あなたはその運営委員会の運営委員ですから、発言自体が間違ってます。お分かりですか。

○2番（小玉正範君） 私、あの・・・

○議長（石川交三君） ちょっと不規則発言やめてください。

○2番（小玉正範君） 許す前に条件つけてるんです、私。

○議長（石川交三君） 何言ってるんですか。

○2番（小玉正範君） だから釈明させていただきたいんです。

○議長（石川交三君） いやいやいや、釈明する場面ではありません。お分かりですか。

何度も繰り返しますけども、あなたは議会運営委員なんですよ。その委員長が報告したことに對して、ほかの議員に質疑を求めているんです。許してるんです。先ほど運営委員長が言ったとおり、あなたも賛同したことに対して別の意見を述べるっていうのは、これは許されないんですよ。お分かりですか。

○議長（石川交三君） いや、だから。

○2番（小玉正範君） 私、条件つけて賛成してるんです。なので釈明させていただきたいってことなんですけど。

○議長（石川交三君） だめです。先ほどの運営委員長報告のとおりなんです。で、報告した時点で、釈明するとか条件つけるとかそういう発言は許されません。

議会運営委員長の報告に対する質疑は終わったものと認めます。

○14番（館岡隆君） 議長、まだ終わってないな。終わってない。

○議長（石川交三君） 終わってます。

お諮りいたします。本定例会の日程等については、議会運営委員長報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○14番（館岡隆君） ある、ある。

○議長（石川交三君） うん、だったら。

○14番（館岡隆君） まだ終わってないもの。議長、勝手にあなた自分の議事日程で進めようとしているけども、このように内部の発言はともかく、まだそれじゃうまくないって言ってるんです。

○議長（石川交三君） ちょっと私語はやめてください。

○14番（館岡隆君） いや、私語やめてって。

○議長（石川交三君） 私語はやめてください。発言するんだったら、異議ありませんかと言って、今、異議なしという声がありましたから、さように進めます。よろしいです

か。

(「はい」の声あり)

○議長(石川交三君) よって、議会運営委員長報告のとおり決めます。

次に、議員研修報告を行います。

8番松浦真議員の登壇を許します。8番松浦真議員

○8番(松浦真君) おはようございます。

令和7年度市町村議会議員研修「防災と議員の役割」に参加いたしましたので、その報告をいたします。

令和8年1月13日から14日までの2日間、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所JIAMにおいて開催された「防災と議員の役割」に参加いたしました。

本研修は、頻発する自然災害に対し、住民の命と生活を守るための平時の備えや地域連携の重要性を学ぶとともに、現在の防災対策に関連する諸課題や発災時から復旧・復興期にかけて議会、議員が果たすべき具体的役割について学ぶことを目的に実施され、全国から多くの自治体職員や議員が参加しました。

初日、講義と演習ということで、1月13日には「災害対応時の構造的課題と平時の備え」について2つの講義が行われました。

菅野拓氏、大阪公立大学大学院准教授による「いつも混乱する災害対応・被災者支援をなんとかするために」というテーマでございました。災害対応の現場が混乱する要因について、組織構造と法制度の両面から解説がありました。特に自衛隊や警察が担うトップダウン型の危機管理と、福祉部局が担うボトムアップ型の被災者支援には決定的な性質の違いがあり、フェーズに応じた指揮権の移譲が重要であるということ学びました。また、昭和22年制定の災害救助法が現代の避難形態、在宅避難や車中泊等に対応しきれていない現状や、行政だけでは対応しきれない業務を外部、NPOや企業と連携して行う受援力の強化が不可欠であるとの認識を改めて深めました。

続いて、鍵屋一氏、跡見学園女子大学教授らによる「平時の防災と議員の役割」について話がありました。平時にやってないことは災害時には絶対にできないという原則のもと、正常性バイアスによる逃げ遅れの心理や公助が到着するまでの近所、近い人ですね、近い人同士での助け合いの力について演習を交えて学ぶことができました。議員は地域コミュニティに入り込み、顔の見える関係性を再構築する役割が求められることを確認しました。

2日目、事例紹介と復旧・復興期の役割について話がありました。

見上万里子氏、秋田市議会議員の方による「災害時における議会の対応と取組」というテーマがありました。令和5年7月の秋田市豪雨災害における実体験に基づき、災害ごみの処理問題や罹災証明発行の遅れなど現場のリアルな課題が報告されました。見上氏は、行政の手が届かない隙間を埋めるため、住民の声を拾い上げて担当部署へつなぐパイプ役として機能した事例を紹介され、被災現場における議員の具体的な動きについて示唆を得ることができました。

続いて、鍵屋一氏による「災害時、復旧・復興期の議員の役割」としてテーマが話があり、災害関連死を防ぐ福祉防災の観点から、避難所におけるTKB、これはトイレ・キッチン・ベッドの略なんです、避難所におけるTKB確保の重要性を学びました。また復興期においては、行政の縦割りを廃した生活再建計画、災害ケースマネジメントが必要であるとのまとめがありました。講義の中では、男鹿市で事例のある「ひなんさんぽ」のように避難行動を町民自身が楽しむ工夫や、女性・高齢者・子どもなどが地域の防災リーダーとして関わっていく重要性についても指摘されました。

また、講義後の質疑応答の中で、私のほうから五城目町での被災経験、令和5年度の豪雨のことを踏まえ、講師に対して2点質問、確認いたしました。

まず1つ目です。民間支援活動への公的予算措置について質問いたしました。ボランティアやコミュニティナースなどの民間活動を持続可能なものにするため、災害救助法の枠組みを活用した予算化の可能性について質問いたしました。講師からは、平時から行政と民間団体が協定を結び、業務委託の形を整えておくことで、災害救助費などの国庫負担対象としても活用できる余地があるとの回答も得ることができました。

続いて個人情報の壁と共有ルールについても質問いたしました。支援が必要な人の情報を民間団体と共有する際の個人情報の壁が当町のほうでもありましたので、そこについてどのようにすべきか質問したところ、法改正により規制が緩和傾向にあり、事前に協定を結んだ避難支援等関係者であれば、同意前の名簿提供が可能になる仕組み（個別避難計画）が進んでいるため、議会としてその実行性をチェックすべきであると助言をいただきました。

総括として、本研修を通じ、災害対応力とは平時の行政機能と地域コミュニティの強さが有事にそのまま露呈するものであると痛感いたしました。本町においても今回学んだ知見を災害対応の制度設計に活かすことが可能であると考えます。特に質疑で確認し

た民間活力の正当な評価、予算化することや災害時個人情報共有ルール確定は、五城目町にとっても早急に取り組むべき課題であると感じます。単なるボランティア精神に依存しない持続可能な支援体制を構築するため、今回得た知見を町当局への提言につなげるとともに、議会改革委員会の中でも議会のBCP対策や災害対策基本条例などの政策立案をこれからも推進していきたいと考えます。

このたびは貴重な機会をいただき、ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 議員研修報告は終わりました。

次に、町長より施政説明の申し出がありますので、これを許します。荒川町長

○町長（荒川滋君） おはようございます。

本日、令和8年第1回議会定例会を招集いたしましたところ、全ての議員の皆様にご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

新年度予算案をはじめとする重要案件の審議に先立ち、令和8年度における町政の基本的な考え方となる施政方針について申し上げます。

施政方針につきましては、本定例会に議案として提案する過疎地域持続的発展計画の基本目標にも掲げているところであり、町民の声を丁寧に拾い上げ、現場の課題に寄り添いながら町民と行政が力を合わせ「五城目の底力」を結集し、「町民一人ひとりが主役となる未来志向のまちづくり」を目標として、町民の幸福度向上と持続可能な発展を目指してまいります。

町民主体のまちづくり活動は、人と人、家と家、または地域間の交流が生まれ、お互いを思いやる良好な地縁関係の構築が期待でき、町民の潜在的な主体性を引き出し、豊かで暮らしやすい地域社会の形成を可能とし、産業・経済・環境・福祉・防災など各分野が連携した効果的な展開に努めていきます。

その基本となる施策は、公約として掲げた5つの柱であり、今からその取り組みを申し上げます。

1つ目は、「根底から強い町づくり」であり、命と暮らしを守るための防災・減災対策を徹底し、地域防災力の向上を図るとともに、町の経済強化も図ります。

これまで、内水浸水対策としての排水樋門改修や、給水車の導入などを進めており、県の河川改修工事も進められております。

令和8年度は、大川地区の排水路測量調査や本町部の道路改修など、引き続き浸水対策を進めます。また、企業誘致専門監を雇用し、時代と地勢に合った企業誘致に取り組

むほか、ふるさと納税事業の強化を図ります。

2つ目は、「町に住む方々が主役の町づくり」であり、町民参加型のまちづくりを推進し、世代や立場を超えた支え合いの輪を広げていきます。

これまで、町内会長とのホットライン設置や、JAあきた湖東と連携した移動販売車による買い物支援などを実施してきました。

令和8年度は、災害時や緊急時の新たな情報伝達手段として、4月1日から町公式LINEと新たな登録制メールサービスの運用開始を予定しているほか、買い物支援の継続、株式会社バイタルネットと連携した健康教室の開催などを実施していきます。

3つ目は、「圧倒的に子育てを応援する町づくり」であり、子育て・教育・福祉の充実により、若い世代が期待を持てる町を実現します。

これまで、五城目小学校も利用しております雀館運動公園のグラウンドコンディション向上や、五城目高校への昼食支援などを実施してきました。

令和8年度は、新たにこども家庭センターを設置し、もりやまこども園と連携して実施する「こども誰でも通園制度・体調不良児型保育」のほか各種事業を展開し、妊娠から出産育児までの伴走型支援を進化させていきます。また、ブックスタート事業や五城目高校の存続を図るための事業を継続していきます。

4つ目は、「活性化で儲かる農林業・地域産業」であり、担い手の育成と新たな産業・ブランド化を通じて、地域経済の活性化を目指し、農業・林業・商工業が元気になる町をつくっていきます。

これまで、農業法人設立に向けた基盤整備事業や、農林業の新規雇用者に対する事業者支援などを実施してきました。

令和8年度は、農地の集約化や担い手確保などへつなげる農地耕作条件改善事業や、ICTを活用した有害鳥獣対策への支援などを実施していきます。

5つ目は、「さらに文化の薫り高い町に」であり、五城目の自然・文化・人材を磨き上げ、内外に発信し、「住みよい・住んでみたい町」、これを実現していきます。

これまで、秋田追分全国大会や子ども番楽教室、全町盆踊り大会の実施などで、伝統文化の確実な継承に努めてきました。また、町芸術文化祭への支援などで、地域の芸術文化活動の促進を図ってきました。

令和8年度は、これらの取り組みを継続していくとともに、各種活動・発表の場となる公民館施設などの環境性向上を図るため、照明のLED化工事や設備改修を実施して

いきます。

令和8年度当初予算については、以上5つの柱の実現に向けた各施策を実施するための予算を盛り込みながら、大雨災害やクマ対策など緊急性の高い事案にも対応するため、既存の事務事業全てについて再評価と見直しを行いながら編成をいたしました。

歳入歳出の詳細は議案上程の際にご説明しますが、令和8年度一般会計予算の総額は、前年度に比べまして3億7,600万円の増、率にして6.3%の増として、歳入歳出の総額を63億3,700万円としています。

特別会計予算については、一般会計に準じた編成方針のもと、経常的経費削減に努めた予算編成としています。

なお、令和8年度においては、令和9年度から令和13年度までの五城目町総合発展計画後期計画の策定にも取り組むこととしていますので、議会並びに町民の皆様には、各分野でのご協力をお願いいたします。

続きまして、昨年12月以降に生じた主なることと、新年度の町政運営や各課における主な施策について申し上げます。

はじめに、総務課関係について申し上げます。

1月19日、長年にわたり人権擁護委員として、地域における人権相談や人権の啓発活動に努められた石井正様へ、法務大臣から感謝状が贈呈されました。

心からお祝い申し上げますとともに、石井様の多年にわたる功績を称え、敬意と感謝を申し上げます。

次に、機構改革についてであります。福祉行政サービスの更なる充実を図るため、現行の健康福祉課を、「地域福祉課」、「健康推進課」、「子育て支援課」の3課に再編します。地域福祉課では、新たに「重層的支援体制整備事業」に取り組みます。子育て支援課には「こども家庭センター」を設置し、子育て全般について、きめ細やかなサービスを提供します。これら3課の執務室は、当面の間、現行の健康福祉課と地域包括支援センターのスペースをそのまま利用する予定です。

次に、第7次行政改革推進プログラムの進捗状況ですが、基本方策として定めていた4項目のうち、機構改革や働き方の見直しなど、計画どおり進捗している分野がある一方で、財政面を含め災害対策等、計画から遅れている部分があります。今後も事務の効率化に取り組むとともに、より質の高いサービスを提供できるよう、行政改革を進めていきます。

次に、職員の任用関係についてであります。令和8年度の新規採用予定者は10名、令和7年度における退職者は再任用職員を含めて10名です。令和8年度の職員数は、前年度と同数の137名となりますが、新たに秋田県企画振興部市町村課へ1名、そして引き続き秋田県後期高齢者医療広域連合へ1名の職員を派遣することとしているほか、育児休暇などで2名が休職中です。

次に、デジタル化の推進についてであります。今年度は橋本氏、西山氏、若尾氏のデジタル専門監3名から支援と助言をいただきながら、令和6年度の調査結果や提案を踏まえた、「IT管理能力の強化」、「窓口改革」、「情報セキュリティ対応力の強化」、「職員業務改善・事業継続力の強化」、「アナログ業務と働き方の改革」、これら5つに取り組んでいます。具体的には、デジタル化リーダー向けセキュリティ勉強会、職員の働き方改革に向けた業務マニュアルの作成やAI議事録・テレワークの導入、庁舎内Wi-Fiのセキュリティクラウド移行、防災行政無線のLINE連携などに対応いただきました。令和8年度は、サイバーセキュリティ対応やITコストの最適化など、デジタル化をさらに進めるため、引き続きデジタル専門監を任用する予算を本定例会に提案しています。

また、マイナンバーカードを利用することで、全国のコンビニエンスストアでいつでも各種証明書を取得できる、「コンビニ交付サービス」について、令和9年3月から開始できるよう準備を進めていきます。

次に、住民生活課関係について申し上げます。

はじめに、ごみ処理広域化についてであります。潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合の構成自治体で設置する「ごみ中継施設」の建設場所は、1月15日に開催された副市町村長会議で、「潟上市クリーンセンター敷地内」に決定しました。建設場所は、本町役場から約15kmの位置にあり、経済性、強靭性、実施スケジュールの評価や付帯工事の概算事業費の調査結果などを踏まえ、全会一致で決定しています。令和17年度の施設稼働を目指し、今後も関係自治体と緊密に連携していきます。

次に、防災マップについてであります。年度内の完成を予定していたところ、気象庁による新たな防災気象情報の運用開始や、町公式LINE等の新たな情報伝達手段を反映させる必要があることから、発行時期を見直しました。現在、本格的な出水期を迎える前の6月までに完成し、住民の皆様に配布できるよう、内容の精査を進めています。

次に、交通安全活動について申し上げます。

秋田県が実施した「令和7年飲酒運転追放等の競争」で、本町は県内1位の成績を収めており、3月13日に伝達式が行われる予定です。本町は4年連続での優良市町村となっており、引き続き、交通安全意識の高揚に向けた取り組みを進めていきます。

次に、消防関係について申し上げます。

はじめに、消防事務についてですが、第7次行政改革推進プログラムに基づき、将来的な消防広域化を見据え、行政事務として取り扱う性質の消防団事務、水防事務などを令和8年度から住民生活課へ移管します。

消防施設の維持管理についてですが、町内各地に設置している消防施設のうち、老朽化施設や廃止施設を計画的に解体撤去し、消防活動の効率化と維持管理費の削減を図っていきます。令和8年度は、防火水槽1基と消防団のホース乾燥塔4基を解体撤去します。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

はじめに、福祉事業についてですが、今後5年間の地域福祉計画・地域福祉活動計画については、策定委員会での審議・答申を経て、3月中に完成する予定です。来年度から、計画に内包している重層的支援体制整備事業計画を基に、町民が抱える現状課題や新たな課題、気付けなかった課題に対応していくため、社会福祉協議会や関係事業所等と連携し、事業の実施体制整備を進めていきます。

次に、介護保険事業計画についてですが、令和9年度以降3年間の計画を策定するため、現在、町民アンケートを実施しています。計画内容の見直しとともに、計画期間中の介護保険料についても検討することとしており、アンケート結果等を踏まえ、計画策定を進めていきます。

次に、新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてですが、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、今後感染症が発生した場合に町民の生命・健康を保護し、町民生活・経済に及ぼす影響を最小にすることを目的に、感染症対策をより具体化するため、今年3月末の完成を目指して改定作業を進めています。

次に、国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険事業について申し上げます。

保険事業の一つとして、人間ドックと脳ドック受診者へ補助金を交付していますが、被保険者の経済的負担を軽減して健康維持と傷病の早期発見につなげ、医療費の適正化を図るため、来年度から補助金を増額することとしており、関係予算を本定例会に提案しています。

次に、こども家庭センターと子育て支援について申し上げます。

第7次行政改革推進プログラムに基づき、令和8年度からこども家庭センターを設置します。全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへの経済的・身体的支援を行っていきます。また、子育て支援の新規事業の一部として、もりやまこども園と連携し、こども誰でも通園制度・体調不良児型保育を進めます。そのほか、産前産後ケアの充実・子育てホームページのリニューアル・オンライン医療相談アプリの導入・誕生祝い品の贈呈など、子育て世帯に寄り添いサポートできるよう、多種多様な事業を展開するため、関係予算を本定例会に提案しています。

次に、農林振興課関係について申し上げます。

はじめに、農地基盤整備事業についてであります。高崎館越地区については3年間の調査が終了し、令和8年度に県に事業を申請する予定です。承認後に実施設計の実施を経て、令和9年度の工事着工を予定しています。富田地区については、受益農地における土地改良区への加入などの課題がありますが、令和8年度に調査計画の申請ができるよう事務を進めていきます。大川地区については、未相続農地が多い状況であり、その解決に向け、地元関係町内と協議を重ねていきます。

次に、農業者への支援についてであります。昨年12月に行った農業者との意見交換会などで要望のあった農業機械導入に対する支援について、担い手不足解消などを目指し早期に実施できるよう、支援の制度設計などを進めていきます。

次に、農林関係の災害復旧についてですが、令和7年8月から9月にかけての大雨で被災した農地農業用施設については、今年の作付けに間に合うよう、早期復旧を目指して事業を進めます。また、林道施設につきましても、令和8年度中の復旧に向け、工事を実施していきます。

次に、産業文化祭についてですが、ここ数年、農作物の出品がなく、農業分野の催しが実施できていない状況が続いており、令和8年度からは産業文化祭という形式での開催を行わないことを検討しています。

次に、クマ対策についてですが、今年度は捕獲頭数が80頭と、出沒・捕獲どちらも非常に多い年でした。令和8年度も、クマへの警戒を継続していくとともに、目撃情報に関する情報共有の徹底や、緩衝帯の整備を継続して実施していきます。

次に、商工振興課関係について申し上げます。

はじめに、朝市振興についてですが、2月22日に開催された「冬の朝市あったか鍋

まつり」は、天候にも恵まれ、50店ほどの出店があったほか、福祿寿酒造の酒蔵開放が同時に開催され、多くの来場者で賑わいました。朝市振興委員会の方々をはじめ、ご協力いただいた関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

また、令和8年度からは、5月4日、8月13日、12月31日の臨時市と1月2日の朝市を廃止し、出店者が出店しやすい日に朝市開催日を集約することで、朝市の活性化を目指していきます。

赤倉山荘の存廃検討について申し上げます。

これまで検討会のメンバーである地元住民の方や関係団体、有識者から様々なご意見をいただき、施設の存廃について検討を重ねてきましたが、町の貴重な財産である源泉を残していくという判断をしました。令和9年度以降の次期指定管理期間中に、現在の施設とは別棟に小規模な温泉専用施設の建設を目指す方針であり、今後は、新たな施設の整備に向けて検討を進めていきます。

次に、建設課関係について申し上げます。

はじめに、橋梁関係についてですが、恋地大橋について、昨年5月から実施していた整備方針検討業務において、現在架設されている橋桁2径間のうち、富津内側の第1径間は架け替えが必要、恋地側の第2径間は補修後、補修をした後も2年に1回の点検作業が必要との検討結果になりました。この検討結果を秋田県へ相談した後、国土交通省東北地方整備局の東北道路メンテナンスセンターにも相談し、2月12日に現地視察をしていただいております。今後さらに調査を重ね、補修方針を検討していきます。

廣徳寺橋については、現在、下部工と上部工の2つの工事を施工しております。下部工については、河川の増水により工程に遅れが生じていますが、工期内の完成を予定しています。上部工については、工期延長等の変更契約に係る議案を本定例会に提案しています。当初は令和8年度へ事業を繰越し、田植え後の6月頃に通行可能となる予定でしたが、下部工の遅れに伴い、通行可能時期も2か月程度遅れる見込みとなっています。

次に、水道関係について申し上げます。

黒土地区の配水管布設工事ですが、12月8日に上水道との接続が完了し、2月5日に工事完成検査を実施しています。工事完成により、これまで黒土簡易水道組合で管理していた水道が、町の水道事業での水道供給に切り替わっており、今後も安心・安全な水道の供給に努めていきます。

給水車の購入についてですが、昨年の5月12日に購入契約を締結していた圧送式給

水車が、2月20日に納車されており、災害時などでも効率的に水を供給することが可能となっています。

次に、河川改修事業について申し上げます。

県では馬場目川、富津内川、内川川の3河川で改修工事を行っていますが、舘越地区では現在施工中の河道掘削が年度内に完成し、今月、久保橋上流部の築堤工事を発注する予定とのことです。下山内地区では現在施工中の掘削築堤工事が6月に完成予定で、今月、消防署付近を含めた3工区の築堤工事を発注予定とのことです。湯ノ又地区では現在施工中の身ノ淵頭首工付近の捷水路改修が6月に完成予定で、今月、内川農道に新たに架かる橋の橋台2基を発注予定とのことです。今後、工事の発注が分かり次第、町ホームページなどで引き続き情報を発信していきます。

以上、令和8年度の施政方針と予算編成方針を申し上げながら、町政運営や主な施策についてご説明しましたが、そのほかについては、それぞれの議案上程の際にご説明いたします。

また、各課に係るその他の事項については、「各課別報告事項」に取りまとめ、別紙のとおり報告させていただきます。

なお、教育委員会関係については、教育長がご説明しますので、よろしくお願いたします。

ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 町長の施政説明は終わりました。

次に、教育長より施政説明の申し出がありますので、これを許します。小玉教育長

○教育長（小玉史男君） 私から教育行政施政についてご説明申し上げます。

はじめに、学校教育課関係について申し上げます。

卒業生、新入生についてであります。この春、五城目小学校を卒業する児童は42名で、これに対して入学する児童は20名となっております。また、五城目第一中学校を卒業する生徒は54名で、これに対して入学する生徒は41名となっております。

令和8年度当初の学級編制については、小学校の児童数は前年度比21名減の202名で、学級数は前年度同数の12学級、うち特別支援学級3学級、中学校の生徒数は前年度比14名減の131名で、学級数は前年度比1学級減の8学級、うち特別支援学級3学級となる見込みであります。

令和8年度もこれまでと同様に、小学校では算数における教育専門監と中・高学年の

専科指導教員の配置を、中学校ではT T加配教員を要望しているところです。これにより、専門的できめ細かい指導体制や少人数指導を推進するとともに、教員の持ち時数の平準化を図りたいと考えています。

現在、学びの多様化や学びの個別最適化が求められていることから、五城目町教育の指針において、「対面型、講義型学習からの脱却」、「多様な学びの空間づくり」、「地域とともにある学校づくり」をキーワードとして示しております。

小学校では、教室やワークスペースは子どもが学び活躍できる場所と捉え、黒板の前から教卓を取り除くなど、教師の声しか聞こえない学びから、子どもたちの声が響き合う学びを目指して、授業改善に取り組んでいます。

全国から注目されている本町の特色ある学習環境を生かした児童生徒を主体とする学びの確立を目指します。

教職員研修には外部講師を招き、小中連携のもと、さらに充実した研修を実施いたします。

次に、特別な支援を要する児童生徒及び不登校児童生徒の対応について申し上げます。

特別な支援を要する児童生徒の対応については、学習や生活に対する支援が不可欠であることから、来年度も3名の学習支援員、11名の生活支援員を採用し、学校の実態に応じて適切な人数を配置することとしております。引き続き、誰一人取り残さない教育を目指し、一人一人の実態に応じた個別の支援計画及び指導計画に基づき、効果的な指導と自立に向けた支援を行ってまいります。

不登校児童生徒につきましては、継続した事業として「あおぞら相談員」を小・中学校にそれぞれ1名ずつ配置し、県派遣のスクールカウンセラーとともに不登校児童生徒や保護者の方々の思いや願いを大切にされたカウンセリングをしていただいています。時には学校や教職員に対して指導助言できる立場として活動していただいているところであり、なくてはならない存在になっているところでもあります。

次に、ふるさと教育について申し上げます。

教育委員会が主催する、ふるさと五城目町と政治への関心を高めるための「子ども議会」、全町を学びの場とした「夏休み子ども体験塾」、小・中学校における探究学習や地域貢献活動など、来年度も引き続き、学校、地域、行政が連携し、「ふるさと五城目町で学び、ふるさと五城目町に貢献できる」児童生徒の育成を目指します。ふるさと五城目町の良さを体感し、50年後の五城目町を支える人材をより多く育むことができる

よう、特色ある取り組みを推進してまいります。

次に、ICT教育の推進について申し上げます。

令和8年度の新規事業として、小学校5年生から中学校3年生までの授業において、プログラミング学習の外部委託の実施を予定しております。各学年4コマの学習を予定しており、子どもたちの論理的思考力や問題解決能力などの向上につながるよう進めてまいります。

また、GIGAスクール構想に基づき、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現を目指し、タブレットをはじめとするICTの活用や授業以外の場面での総合学習の発表などのプレゼンテーション能力向上に向けた取り組みをさらに進め、児童生徒のICTの習熟と活用能力の向上を図ってまいります。

次期GIGAスクール構想に基づくタブレットの更新については、費用を令和8年度当初予算に計上しておりますが、県の共同調達を利用することで、コストや導入作業の事務の削減を図ります。

ICT教育の推進については、今後も国・県等の動向に注視しながら調査研究を進めてまいります。

次に、校務のDX化についてであります。本町では令和6年度から秋田県統合型校務支援システムであるC4t hを本格運用しております。本システムの導入により、校務作業の効率化が図られ、教職員の負担軽減や時間外勤務の削減などが期待されております。

次に、教員の働き方改革について申し上げます。

教員の長時間労働などから教員のなり手不足が深刻な問題となっております。本町では働き方改革の一環として、校務のDX化や部活動の地域展開を進めております。国では長時間労働を是正するため、教育委員会に対し、教員の業務を管理する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定を義務付けるとしております。五城目町教育委員会としてはこうした動向を踏まえ、具体的な対応策を定め、教員が健康で生き生きと児童生徒に向き合うことができるよう進めてまいります。

次に、教育留学について申し上げます。

令和4年度から令和6年度まで県の委託事業として、今年度は単独事業として、4年間で延べ77名の児童生徒を受け入れております。

今年度はリピーター6名を含む23名、うち中学生は1名でしたが、参加者からは「来

年度以降も参加したい」など高い評価をいただいております、引き続き単独事業として実施してまいります。

来年度は、各学年に2名から5名程度、合計20名から25名程度を受け入れたいと考えております。

教育留学生や保護者の方々には、五城目町の教育環境や町の魅力についてインタビュー形式でお話ししていただき、これまで同様、ホームページにまとめ、全国に発信してまいります。

次に、学童保育「すずむしクラブ」の運営について申し上げます。

学童保育「すずむしクラブ」は、受け入れ対象を令和6年度に4年生まで、今年度から全学年まで拡大し、各家庭のニーズに対応しております。そのため、1日当たりの利用者数が60人を超える日もあることから、状況を見ながら小学校のメディアセンターや特別教室などを活用し、引き続き子どもたちの放課後の居場所づくりに努めてまいります。

次に、給食費について申し上げます。

近年の食材費及び諸経費の大幅な高騰により、現行の給食費では安定的な運営が困難な状況になっております。

主食となるお米や油、牛乳等の更なる値上がりの状況を踏まえ、令和8年度の給食費は、小学校310円から380円に、中学校は370円から430円に値上げさせていただきますことにしました。

今後も引き続き、栄養バランスの取れた給食の提供に努めるとともに、費用の適正化を図ってまいります。

続いて、生涯学習課関係について申し上げます。

生涯学習の推進にあたり、社会教育の意義である「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の3本の柱から、学びの環境整備、学習機会の提供、学習成果の評価と改善の仕組みづくりを進め、町民の皆様のウェルビーイングの向上に努めてまいります。

今年で4年目を迎えた「みんなの学校」について申し上げます。

令和4年度は約800名、令和5年度は約1,800名、令和6年度は1,900名、令和7年度は1,356名の方々にご参加いただきました。

「みんなの学校」には、全町民が学ぶことができる講座がたくさんちりばめられています。特に大人に特化した学びもありますが、学校教育の枠組みの中で子どもと一緒に

学ぶことができるものも計画的に配置されております。学校施設の活用や児童生徒、教職員との交流には年齢の境界を越えた学びと出会いがあり、地域課題について共に考える場としても貴重な機会となっております。

かなり周知されておりますが、参加してくださる方の固定化も感じられます。

令和8年度には、五城目第一中学校の生徒の参加あるいは中学校での開催、また五城目高校との連携も視野に入れ、新たな学びの場を広げていきたいと考えています。

次に、「地域図書室わーくる」について申し上げます。

令和7年度の現在までの利用状況は、利用者数が7,778人、貸出冊数は5,095冊となっております。令和3年4月オープンからこれまで延べ3万8,314人の方々から来館いただいております。間もなく4万人を達成できる見込みであります。

4月には開設6年目を迎えますが、これまでも矢田津世子や木村謹治などの紹介コーナーを設けたりするなど、魅力あるイベント開催などに努めております。

「みんなの学校」などの事業とも連携し、気軽に利活用しやすい場所として、町民から愛される図書室となるよう運営に努めてまいります。

次に、公民館関係の活動について申し上げます。

中央公民館主催の全町盆踊り大会は、毎年、子どもたちや町内事業所からも多数参加いただいております。今年も、帰省された多くの方々がふるさとでの夏の思い出になるよう、8月15日に実施を予定しております。

番楽については、小学校3年生になると全員が練習に参加し、学習発表会で披露しております。さらに小・中学生を対象に番楽教室への参加を呼びかけるなど、番楽をはじめとする伝統芸能の継承と保存に努めてまいります。

地域公民館については、施設のLED化を順次進め、また施設の安全対策も行いながら、地域の方々が安心して集える環境づくりに努めてまいります。運営についても、特色ある講座や教室、行事などの地域の実情に即したコミュニティ機能も兼ね備えた公民館活動を展開するとともに、地域コミュニティの活性化を図ってまいります。

次に、中学校の部活動地域展開について申し上げます。

国では令和8年度から休日の部活動の地域展開実行期間としており、休日の部活動については、当町でも学校を含め地域の生徒は地域で育てることを目標として、地域の指導者に委嘱し、社会スポーツの一環として地域展開を進めてまいりました。

しかし、生徒数の減少で、部活動としては部員の確保が難しい状況にあります。

生徒にはやりたい競技や芸術文化活動ができるよう幅広い選択肢と持続的に行える環境を整えるため、南秋町村教育長会でも、広域での地域クラブの設立について協議を重ねているところであります。

今後も部活動の加入状況、周辺市町村や県内外の先進的な地域の動向も見極めながら、生徒が活動しやすい環境を整えてまいります。

また、スポーツ少年団等の活動の場である町有施設の利用料については、来年度から無償化に向け規則等の見直しを図ってまいりたいと思います。

次に、新規事業となりますスポーツフェスについて申し上げます。

これまで隔年で実施してまいりました全町体育祭は、順位を競う競技型から誰もが気軽に参加できるフェス形式に内容を変更しての実施を計画しております。これまでの町内会単位での参加を見直し、メインターゲットを子どもやファミリー層といたしますが、高齢者層でも気軽に参加できるように種目を選定してまいります。

実施日はスポーツの日に合わせた10月を予定し、スポーツ推進委員をはじめ町スポーツ協会やスポーツ少年団等の関係団体からも協力を得て実施したいと考えております。町内会単位でも参加できる種目も考えておりますので、スポーツフェスを通じて町のスポーツ振興、地域のコミュニティづくりにもつなげてまいります。

次に、各施設の維持管理について申し上げます。

当初予算に、町民センターのLED化更新工事、エレベーター改修工事をはじめ、弓道場のLED化や温水プールの修繕工事等を計上しております。利用者が安全・安心に使用できるよう、引き続き環境整備に努めてまいります。

以上、教育委員会関係の令和8年度の主な施策について申し上げましたが、町の総合発展計画に掲げる「郷土を育み、未来を担う人づくり」の実現に向けて、本町の教育振興を図ってまいりますので、町議会のご指導とご理解を賜りますようお願い申し上げます。施政説明とさせていただきます。

○議長（石川交三君） 教育長の施政説明は終わりました。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

なお、施政説明に対し一般質問をされる方は、本日の午後2時まで通告されるようにご連絡をいたします。

本日はこれで散会いたします。ご苦勞様でした。

午前 11 時 22 分 散会